意見書案第11号

2010 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費 国庫負担制度の堅持、就学援助制度充実など教育予算の確 保・拡充について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成21年6月19日提出

提出者議員	村	木		中
賛成者議員	谷	口	洋	_
"	伊	澤	幸	信
"	武	田	明	夫
"	増	山	宣	之
"	石	黒	武	美
"	仁	志	紘	
<i>II</i>	橋	本	順	<u>=</u>

2010 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費 国庫負担制度の堅持、就学援助制度充実など教育予算の確 保・拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任である。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小された ことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図 書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。

また、準要保護など就学援助受給家庭の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、準要保護就学援助認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状からも、就学援助制度・奨学金の充実が喫緊の課題である。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要がある。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、地方の教育水準の低下をもたらしかねない。そのため、自治休財政格差や家計の格差が教育格差とならないよう国の責務において教育予算を確保・拡充させることを強く要請する。

記

1 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。

- 2 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金の充実、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
- 3 学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせてゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月 日

岩見沢市議会

提出先